香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第２５号

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和３年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「（法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。）又は執行について定める計画」を「を定める計画（次に掲げるものを除く。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　法律又は法律に基づく命令の規定により、市長その他の執行機関がその策定を義務付けられているもの

ロ　法律又は法律に基づく命令の規定により、協議会その他これに類する組織が策定し、又はその策定に当たり当該組織における協議、審議その他これらに類する手続を経ることとされているもの（当該組織の意見を聴くこととされているにとどまるものを除く。）

ハ　特定の地域を対象とするもの

第３条第２項第１号中「及び執行計画」を削り、同項第２号中「（執行計画を含む。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の第２条第２号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同号に規定する計画の策定、変更又は廃止について適用する。